

平成30年9月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

4番	高 橋 八重典	5番	永 井 利 明
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民生部長兼 福祉事務所長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊 藤 重 行
民生部次長兼 福祉課長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都市計画課長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教育部次長兼 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安 井 文 雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	総 務 課 長	佐 藤 文 彦
財 政 課 長	佐 藤 雅 人	秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄
危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人	税 務 課 長	佐 野 智 雄
収 納 課 長	服 部 朋 夫	市 民 課 長	梅 田 英 明
保 險 年 金 課 長	服 部 利 恵	環 境 課 長	柴 田 寿 文

健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	石田裕幸	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と永井利明議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 皆様、おはようございます。13番 炭竈ふく代でございます。

一般質問に入ります前に、この夏は大阪府の地震、西日本豪雨、台風21号、そして北海道の大地震に伴う大規模な災害がありました。災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたします。また、被害を受けられた皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

通告に従いまして、1点目に、学校における働き方改革と教員への支援の取り組みについて質問をさせていただきます。

いわゆる教員の多忙化解消、負担軽減につきましては、29年6月議会において質問をさせていただきました。また、同じく12月議会においても、永井議員より教職員の業務改革についての質問がございましたが、30年度になり、多忙化解消への取り組みの効果と、本年度より文科省が実施をしているスクール・サポート・スタッフについてお伺いをいたします。

まず教職員の勤務実態ですが、以前の御答弁では、市内の小・中学校の実態は、中学校において在校時間が100時間を超える割合が多くなっているとのことでした。また、本年度は部活指導員の派遣もされていると思いますが、現状をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） おはようございます。

市内小・中学校教職員の在校時間の実態と部活動指導員の現状についての御質問でございますが、平成30年度の教職員の在校時間については、6月に調査を行いました。それによりますと、平成29年6月と比較したときに、小学校では、全体的に在校時間の縮減が見られました。中学校においては、100時間を超える教職員について減少しておりますが、依然とし

ているのが実態でございます。

本年度は、御指摘の部活動指導員を全中学校に導入していますが、よりよい運用の仕方を試しながら進めておりますので、勤務時間の大幅な縮減には今のところつながっていないのが現状でございます。しかしながら、顧問の教員にかわって生徒を試合会場に引率できることが部活動指導員の職務として認められております。試合当日には審判も務めることとなる教員にとって、部活動指導員の存在は大いに助かっているとの意見を学校からいただいております。

また、本年度より部活動の時間の目安を設定いたしました。平日2時間、休日3時間程度というものでございます。短時間で効果的な練習方法を工夫する必要がありますが、今後、在校時間の縮減につながっていくものではないかと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に、取り組みの効果についてお聞きをいたします。

教員の負担軽減について、校務支援ソフトの導入やさまざまな支援員の配置、そして学校事務の共同実施など、取り組みについての答弁がされていたかと思いますが、それらの効果は出ているのでしょうか、教育委員会の認識をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 教員の負担軽減への取り組みの効果と、その認識についての御質問でございますが、校務支援ソフトの導入は画期的なことであり、教職員の負担の軽減につながっていると考えております。正確に記録も残り、年度がかわっても必要に応じて知りたい情報を見つけることも容易になっております。

また、支援員については、例えば特別支援教育支援員の存在は学校の大きな力となっていると考えております。さまざまな特性を持った子供たちの指導を担当のサポートをしながら行い、一人一人に対してきめ細かい指導が可能となっております。

さらに、事務職員が行う共同事務についても、それぞれが事務の分担を決め、それに特化して事務処理を行うので、無駄が省け効果的な動きができていると考えています。これらそれぞれの取り組みが教職員の負担軽減と、弥富市の教育の質の向上に寄与していると考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それと、教員が担うべき業務を精査し、教員の業務量の軽減を図る必要があるとのことでございましたが、そのあたりの精査内容につきましてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 教員の業務量軽減への業務の精査の内容についての御質問ござ

いますが、登下校に関する対応として、スクールガード、放課後や夜間の児童・生徒の見回り対応として青色パトロール隊など、地域ボランティア活動をなさる多くの方々と連携することにより業務が改善されています。

また、さきにも御答弁しましたが、部活動指導員の導入は大きな変化でございます。加えて、校内での業務において説明させていただきます。

事務職員の担当業務範囲の拡大に伴い、教科書給付事務を事務職員が行うようになってきました。従来は、なれない教員担当者が行っていましたが、大きな変化と捉えております。学校が職務分担を見直して、教員の負担軽減を図る動きも近年工夫されつつあります。校内における業務改善のよい例だと捉えております。

今後も引き続き業務改善に心がけ、教員の多忙化解消に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に伺います。

学校の閉庁日についてでございますが、県教育委員会の指導もあり、8月のお盆前後の3日から5日間ほどを海部地区そろえて閉校にする案が、海部地区教育長会等で協議をされているとのことだったように記憶をしておりますが、実施の有無はどのようになっていますか。また、保護者の方々への周知はどのように実施されたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 学校閉校日の実施の有無と保護者への周知についての御質問でございますが、本市を含め、平成30年度より海部地区市町村で学校閉校日を設けることといたしました。閉校日の期間は3日から5日の間で各市教委が定めることとし、本市の場合は、8月10日金曜日から8月16日木曜日までの5日間とさせていただきました。

実施に当たりましては、本年度4月と7月の2回、保護者宛ての周知文書を出させていただきました。また、閉校日の期間中の連絡先となっておりました教育委員会には、転出入に関するお問い合わせが2件ございました。その他大きな動きはなく、問題なく実施初年度を終えることができました。また、教員の方々にもゆっくと休暇をとっていただくことができましたと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。いずれにいたしましても、学校現場を取り巻く環境の変化や教育の複雑化、困難化により、教職員の長時間労働が大きな社会問題となっております。教員の勤務時間が増加し、国が示す過労死ラインに達する週20時間以上の残業をした教員が多いことが明らかとなっております。

そうした長時間勤務のせいで、教育の質の確保、向上や、教員自身の自己研さんの充実が

思うように図れず、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受けとめるべきであり、学校における働き方改革を早急に進めていく必要があるのではないのでしょうか。

市では、先ほども申しあげました教員の長時間勤務の一因に上げられる部活動の負担軽減に向けて、部活動指導員配置促進事業が新規事業として盛り込まれるようになりました。また、文科省は、2018年から教員の事務作業を代行するスクール・サポート・スタッフを全国の公立小・中学校に順次配置する事業へ予算化したようであります。

スクール・サポート・スタッフとは、教員のかわりに学習プリントなどの印刷、テストの採点補助、授業で行うパソコンなどの準備であったり、学校行事の準備や後片づけ、名簿の作成、また掲示物の作成や掲示などの事務作業を行うもので、多忙な教員の負担軽減を図る目的としています。

既に全国に先駆けて支援員を導入している岡山県や横浜市などでは、先生方へのアンケートを行い、その結果でございますが、本来の教員の仕事に集中できるようになり、本当に助かっていますであったり、子供たちと直接かかわる機会がふえましたとか、退勤時間が短縮されましたなどと、効果は明らかに負担軽減につながっているとの回答が寄せられていました。

そこで、お尋ねをいたします。

本市におかれましても、今後、スクール・サポート・スタッフ事業に対してどう取り組みをされていかれるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 今後、市のスクールサポート事業への取り組みについての御質問でございますが、スクール・サポート・スタッフについては、教職員の負担軽減への先進的な取り組みの一つであり、先進地での肯定的な声がよく聞かれております。

その職に当たる方は、教育への理解があり、かつ子供たちの成長を陰で支えることをいとわない方が適任だと考えております。そして、そういった縁の下の力持ちといった人材を発掘することは何よりも大切なことであると思います。まずは中学校3校に対して、来年度から導入できるよう対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁をいただきましたスクール・サポート・スタッフ事業への取り組みについては、来年度よりまず中学校3校に導入できるよう対応していただけるということで、本当に前向きな御答弁をいただきました。どうか、教職員が実感できる負担軽減のための指導員導入の推進を切にお願いをいたします。

教職員の長時間労働という働き方を改善することは、単に教職員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題であると言えま

す。今後、教職員の健康管理や管理職が専門的な助言や指導ができる体制づくり、またメンタル面に関する相談やストレスチェックの実施など、県教育委員会との連携で進めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目です。2点目は、学校生活と熱中症対策について質問をさせていただきます。

本年、列島各地で猛烈な暑さが続き、学校現場においても児童や生徒が熱中症と見られる症状を訴え、病院に搬送される事例が相次いで報告されました。

7月17日には、豊田市で校外学習に参加した小学1年生の男子児童が、教室に戻った後に意識を失って救急搬送され、重度の熱中症である熱射病で亡くなりました。子供は体温の調節機能が発達しておらず、熱中症になりやすいと言われます。今回、このような痛ましい事故を二度と起こさないためにも、炎天下での屋外活動は原則中止にするなど、賢明な判断が必要だと考えます。

事故があった当日、愛知県には高温注意情報が出されており、豊田市では校外学習が行われた午前10時以降、環境省が発表する暑さ指数が最も高い「危険」となっていました。同指数の「危険」と「厳重警戒」は、全ての生活活動で熱中症になる危険性があるとされるレベルであり、学校側は校外学習を中止しなかったことについて、判断が甘かったとしましたが、同様の事故は全国のどの学校でも起こり得るものと思います。

そこで、文科省は、学校での熱中症対策を徹底するよう通知をされましたとありますが、このような事態を受け、本市といたしまして、教育委員会の認識をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 熱中症対策への教育委員会の認識についての御質問でございますが、熱中症は、高温多湿の場所に長時間いることで体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能が低下して発症いたします。目まいや頭痛、手足のしびれ、吐き気などが起き、重症化すれば生命を脅かすこととなります。児童・生徒の命を守ることは、学校が教育活動を行う上で最も大切にしなければならないことです。どんなに大きな教育効果も、子供たちの命に勝るものはございません。そして、近年、地球温暖化に伴う気温の上昇は、熱中症の脅威をますます増大させています。教育委員会といたしましては、子供たちを熱中症事故から守ることに最大限の努力をしなければならないと考えております。

本年の7月中旬から8月上旬にかけての酷暑に際しては、学校に対し、熱中症事故防止に関する通知、指導を何度も繰り返し行ってまいりました。また、学校も校長の指示のもと、各教職員が事故防止に努めてまいりました。そのかいあってか、幸い現在のところ大きな事故は起こっておりません。

今後も、子供たちはまだまだ体温調節機能が未熟であることを十分認識し、まず守るべきは子供たちの命という考えのもと、学校と連携し、子供たちの安全な学校生活の維持に努め

てまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁いただきました。児童・生徒の命を守ることを第一に対策をしていただいたかと思えます。今後も安全な学校生活の維持に努めていかれるということで理解をさせていただきました。

そこで、お尋ねをいたします。

運動を行う部活動や屋外での学校行事のあり方、また水分・塩分の補給環境など、熱中症を予防する体制について、きめ細かい情報提供を初め、改めて検討、見直し等が必要かと考えますが、本市はどのように対応されましたでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） この夏の学校における熱中症への対応についての御質問でございますが、熱中症への対策として、大きく3つ上げさせていただきます。

初めに、授業への対応として、授業の途中でも水分補給の時間を設けることや、パソコン教室、図書室等エアコン設置教室等の活用に加え、気温35度を超えたときの部活動の中断・中止をお願いいたしました。

次に、夏休み中の対応として、7月27日以降のプール開放、指導の中止、また出校日の在校時間の短縮を実施いたしました。

最後に、このほかの対応として、集団下校のとき、全校生徒の整列後ではなく、地域、グループごとに集合後、下校を開始することとし、少しでも早く下校できるように対応させていただきました。

また、保護者の方には、児童・生徒に対し、朝食や睡眠をしっかりとり体調を整えることや、登校時には水分を多く保たせることなどを御対応いただくようお願いさせていただきました。このように、家庭・学校が連携しながら熱中症への対応を行いました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは、この夏の熱中症への対応としての御答弁をいただきました。さまざまな視点から早急な対応がなされていることがわかりました。保護者の皆様も、また子供たちも安心されているかと思えます。

次に、小・中学校へのエアコン導入につきまして質問通告をさせていただいておりますが、エアコン設置につきましては、昨日の加藤議員の一般質問と重複いたしますので、この件に関しましては、質問を割愛させていただきます。

それでは、最後に1点、お伺いをいたします。

ミストシャワーの導入についてでございます。



ミストシャワーは水道水を霧状に噴射し、その気化熱で周辺温度を2度から3度下げられるもので、体熱温度が下がるなどの効果があるとされています。

以前、熱中症予防策の一つとして、小学校へのミストシャワーの導入について質問をさせていただきました。市は早々に弥生小学校と桜小学校へ試験的に導入をしていただきました。その結果、運動後や長目の休憩時間など、汗をかいた後に利用することで体温を下げる効果があると先生や児童からの好評を得ることができ、その後、全ての小学校にミストシャワーを設置していただきました。ことしも猛烈な暑さが続き、災害とも言われるこの暑さの中で、ミストシャワーの利用回数もふえたのではないのでしょうか。

そこで、子供たちの熱中症予防の対策の一つとして、ミストシャワーは小学校だけではなく、保育所や中学校にも設置が必要であると考えますが、いかがでしょうか。市の御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員に御答弁申し上げたいと思います。

先ほど来、この夏の暑さ、猛暑ということに対して、大変熱中症が心配されたわけでございます。それぞれの学校も校長の指示のもと、教育委員会と連携をとりながら対応をさせていただいたところでございます。

それでも、一般市民の皆様方のこの7月、8月の熱中症による救急搬送は、例年の5倍というような状況でございました。しかし、残念ながら1名の方が、民間の企業の方でございませけれども、熱中症が原因でお亡くなりになったというような状況もございます。それぐらい厳しい暑さであったわけでございます。

その関連といたしましては、学校環境の整備という形で、私たちは日ごろから教育委員会、あるいは父兄の皆様方から御意見を伺いながらその環境整備に努めておるわけでございますけれども、中学校3校へのエアコンの導入は、この9月から導入させていただきました。今、そういった意味では、生徒がよりすばらしい環境で勉強をしてくれているというふうに思っております。まだまだ残暑厳しいときもあろうかなあと思っておりますので、利用をしていただきたい。

また、小学校へのエアコンの導入につきましては、今9月定例議会で設計費を認めていただき、昨日も、私、話をさせていただきましたけれども、できれば来期の6月ごろには導入できるようにできないかということで、国の補正予算等も注視しながらやっていきたい。そのためには12月、もしくは3月で約3億5,000万ほどかかるわけでございますけれども、議会のほうで御承認を賜りたいというふうに思っております。そして、3月の春休み、そして5月のゴールデンウィークも集中的な工事期間というような状況に設定いたしまして、何と

か夏前の6月、7月の段階で使用できるようにしていきたいと。そういった意味においては、一括発注ではなく、分割発注というような形で、2校、3校で競争入札をしていくのがいいかなあという今思いでございます。

いずれにしても教育委員会、あるいは学校側の御理解をいただかないと大変厳しい状況の中で工事を進めなければならないものですから、そういったことに対しても、これからしっかりと詰めていきたいというふうに思っておるところでございます。

議員のほうから、保育所あるいは中学校へのミストシャワーの導入についてという御質問でございますけれども、平成26年から27年にかけて、全ての小学校にはミストシャワーを設置させていただきました。

ミストシャワーの効果というのは、先ほど議員のほうからもお話があるように、非常に大きいものがあるだろうということで、来期、これは夏前に全ての9つの保育所でミストシャワーをつけていく。そして中学校におきましては、いわゆる部活動の途中であるとか、あるいはその後に使用していただくのがいいかなあと思っておりますので、2カ所ほど場所を設定しながらミストシャワーをつけていきたいというふうに思っております。そして、子供たちのさまざまな、いわゆる体力の消耗だとか、そういったことに対して熱中症の防止をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

そういうような状況の中で、今後も学校環境の整備を市としては積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは学校及び教育環境について、市長より大変力強い御答弁をいただきました。来年度には全ての保育所、そして中学校へとミストシャワーを設置していただけるということで、暑さ対策の一つとして、児童・生徒にとっても快適な環境で生活が送れるものと思います。

どうか子供の命と健康を守ることを最優先に着実に設置を進めていただくことを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） おはようございます。4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、今回、大きく2題、一般質問をさせていただきます。

最初に、さきの7月に起きた西日本豪雨災害、今回の台風21号、そして翌日の北海道胆振地方の地震、これらの災害で亡くなられました方々には、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました多くの方々にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をなされますことをお祈り申し上げます。

さて、ことしだけを見ても自然災害が多発しております。だからこそ、備える大切さを誰もが実感している今、防災はもとより、減災にも取り組んでいかなければならないと強く実感しております。

それでは、1問目の質問に入らせていただきます。

1点目の質問は、命のとりで、市内農業用排水機的能力アップをと題しまして伺ってまいります。

当市は、市内ほぼ海拔マイナスの地形にあることは改めて言うまでもない事実であります。先人たちが今まで水と幾度となく闘ってくださったからこそ、今日この地があります。実際、どれだけの市民が海拔マイナスに住んでいることを認識して住んでみえるのでしょうか。一度災害が起きれば、水のリスクが極めて高くなるということです。

今回の西日本豪雨災害でも、自分のところは大丈夫であると他人事であったために多くの犠牲者が出たと報道で分析されておりました。伊勢湾台風から来年で60年を迎える当市でございしますが、いま一度、自分の住んでいるところの再認識が必要であると強く感じております。

なぜ、農業用排水機が命のとりでなのかと思われる方々も少なくないと思います。今や農業用排水機は農業のためだけにある排水機ではないということです。今回は、農業用排水機の定義などを問うわけではございません。実際、農業のためだけにあるのではなく、一般家庭からの雨水も排水処理していること、農業用排水機の現代社会での必要性を認識していただき、今後の防災・減災に役立てていただきたいからです。

市内を大きく分けると筏川より北の北部地区、南の南部地区、東の旧十四山地区と大きく3つに分かれます。そこで、今申し上げました3つの地区に幾つの排水機があるのか、それぞれ伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えいたします。排水機の所在箇所ということでお答えさせていただきます。

北部地区には排水機はございません。南部地区に7機場、16基のポンプがございます。十四山地区には5機場、12基のポンプがございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御答弁にあったように、北部地区には一基も排水機がございません。その北部地区は、旧十四山地区にある排水機がほぼ全て担っております。現状でも、近年多発している線状降水帯による集中豪雨、ゲリラ豪雨など、時間当たり50ミリ、時には100ミリを超える雨が局地的にまとまって降るのが珍しくなくなってきております。市内でも毎回冠水する地区があり、その地区の方々は現状認識をされ、毎回対応されていると思

ます。

しかし、去年10月22日にこの地方を襲った台風21号、衆議院選挙の投票日だったこの日は記憶に新しく、市内各所で冠水が出た災害でございました。このときも、市内の排水機は事前に予備排水が行われていたにもかかわらず、特に南部地区では水田や畑、道路までも冠水した地区がございました。しかし、幸いなことに翌日までには水も引き、大被害にはなりませんでしたが、水田の大豆はほぼ壊滅であったと聞いております。

実際、南部地区は市街化調整区域のため水田が大半を占めております。水田があるおかげで排水できない水を受けてくれたということが最小限の被害で済んだということです。北部地区においては、旧十四山地区の排水機がもし排水容量を超えたと考えると非常に怖くなってきます。

そこで、改めてお聞きします。

当市での排水が可能な許容降雨量は、時間当たりどれくらいを想定されておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 農業用の排水機場においては、国の定めた基準に基づき、20年に1回程度発生する3日連続降雨に対し、受益区域内の最低田面標高から30センチ以上の湛水が24時間以内となるよう計画排水量を決定しております。

この20年に1回程度発生する3日連続降雨は、排水機場の所在地や建設時期により異なりますが、本市の区域においては、3日間でおおむね340ミリ程度の雨量を想定して計画されております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ハード面をすぐに整備対応することは難しいことは私も承知しておりますが、昨今、想定外だらけの災害が国内外で起きているのも事実です。しかし、想定外をずうっと続けるわけにもいかないのも事実でございます。そこで、農業用排水機の容量アップをお願いしたいと思います。

いろいろな国・県の方針等がありますが、市民の安心・安全を守るための命のとりでにするため、排水可能な許容量を少しでも上げるために、市側は何か策をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 先ほども御説明しましたとおり、排水機の計画排水量については、国の基準に基づき決定されることから、簡単にその量を上げることはできませんが、この計画された排水能力が継続して確実に発揮されることが肝要であると考えております。そのために、国・県及び管理者である土地改良区と連携し、各排水機場のポンプ等の機械設

備の整備・更新を計画的に行うとともに、土地改良区が行う排水機の運転・管理に対する支援を継続して行っていきます。

また、排水路も整備し、良好な状態に管理することにより排水機の能力が活かされますので、そのような取り組みや支援をしっかりと考えていきたいと思えます。そして、排水機場も一定の年数を経過しますと更新しますが、平成21年には孫宝排水機場、平成24年には大神場排水機場、平成26年度には鍋田南部排水機場、平成27年には松名・稲元第2排水機場を能力や規模を向上させて更新しました。

また、今後更新する場合もその能力や規模については、その時点の流域内の土地利用状況や過去の気象条件により改めて決定されていきます。その際には、最近の異常気象による各地で発生する長時間の集中豪雨にも耐えられるような適切な規模決定がなされるよう、関係機関に働きかけを行っていきたくと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 農業用排水機の容量アップのハードルは非常に高いと思えます。しかし、大切な人命・財産と当市の大事な産業の一つでもある農業を守るため、ぜひとも粘り強くお願いしたいと思えます。

しかし、行政にばかりお願いをしてはいけません。近々の災害では対応ができません。私たち市民一人一人ができることは、自分たちで近所住民が協力して行わなければなりません。それは用排水機の維持・管理の一端です。何も難しいことをやろうというわけではございません。以前は自分たちで普通に行っていたことです。側溝・用排水路の掃除やしゅんせつです。

今、行政も限りある厳しい予算の中でやりくりをし、行政サービスを行っております。用排水路が詰まったりすればしゅんせつをしてほしい等の要望が出ます。理想は行政サービスとして行うのが理想ですが、現実、年間どれだけしゅんせつに予算が使えるのでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えします。

側溝は174万4,000円で、要望に対し19.8%となります。用排水路は638万円、要望に対し32.6%となります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 要望を出して残った地区はもちろん待ちとなるわけですが、待っている間に台風等の災害が来たらどうすればよいのでしょうか。それは自己防衛、危機管理の観点から、少しでも事前に自分たちで行うしかないのではないのでしょうか。

実例ですが、私が住んでいる地区内で小学校の通学路に指定されている市道がございます。

その市道の一部で、雨が降ると毎回冠水するというところの連絡をいただきました。その市道は、歩道の整備を区長会を通じて市側のほうに陳情させていただいております。まずは、当地区の区長さんと現地を調査した結果、側溝が約200メートル余り完全に埋まっております。区長さんから当地区の自治会に呼びかけていただき、子ども会の親を中心に有志30名ほどに御協力をいただき側溝のしゅんせつを行い、結果、通学路の冠水は解消された実例です。

1人ではなかなか対応できませんが、共助の力で行えたと思います。子供たちの安全、減災につながっていると思います。まずは、できることから取り組むことが大事だと思います。側溝や用排水路が本来の機能をフルに使えば、リスクもその分下がります。行政と市民の分担がこれから特に必要になってくると思いますが、いかがでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えします。

排水機や排水路の整備といった施設のハード面につきましては、行政がしっかりと対応していき、防災・減災につなげていきたいと考えます。また、維持管理といったソフト面につきましても、適切に対応していかなければならないと考えますが、末端の排水路などのごみや土砂の堆積等に対する対応については、どうしても行き届かないところがあるかと思えます。

市街化調整区域では、農業者と地域の自治会等が協力して地域の環境を保全する取り組みを行う組織を構成し、その取り組みの一部として、用排水路等の施設について、見回り、点検を行った上で、草刈りや泥上げなどの活動を計画的に行っていただいております。市街化区域でも側溝や水路の清掃など、簡易的なものについては市民の方の力をおかりし、市民の方でできることは、市民の方をお願いもしなければならぬと考えます。

まずは、市民の方も自分たちが住んでいるところの周辺がどのようになっているのか確認をしていただき、自分たちでできることは何かを相談していただくのも必要ではないかと考えます。みんなが協力し合い、災害に備えることが重要と考えます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 近年の農業用排水機の用途認識とハード面の改善、市民同士の共助でリスクの回避について伺ってまいりました。これらのことを踏まえて、最後に総括を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

昨今は全国各地で大きな災害が発生をしております。ことしの夏も、始めのところで高橋

議員もおっしゃったように、本当に大きな災害がこの6月から9月にかけて起きたわけでございます。

この地方としては、幸いにして大きな被害はなかったわけでございますが、台風21号だけは非常に風が強く、いろんな形の中で被害が発生いたしました。幸いなことに雨のほうの量が少なかったということで救われたなあというふうに思っております。

この台風21号におきましては、市民の皆様からビニールハウスが飛んだ、あるいはカーポートが飛んだというような状況で被災証明を発行してほしい、あるいは住宅の一部、瓦が飛んだ、あるいはトタン板が飛んだというような状況での罹災表明を発行してほしいという方が全体で10名ほどお見えになりました。このことは、その風の強さというようなことに物語っているのかなあというふうに思っておるところでございます。

しかし、災害に縁遠いということを思っていると間違いでございまして、平素からいろんな災害に備えていかなきゃならないというのが私たち行政の立場でもあり、また市民の皆さんの立場でもあろうというふうに思っております。

先ほど来、排水機場の問題が出ております。その末端の排水路、用排水路ということがあるわけでございますけれども、私ども弥富市は海拔ゼロメートル、マイナスというような状況の中において、いわゆる高低の中における自然排水、内水面の管理ができません。排水機のみが海のほうへ排水する命綱でございます。日ごろからそういったことに対しては、メンテナンスも含めてしっかりと維持管理をしておるところでございます。

これは国のほう、あるいは県のほうにも要望しておるわけでございますが、先ほど全体では大変な数の28基の排水機があるわけでございますけれども、その維持管理には、例年約7,500万円ほど要します。これはもちろん運転の時間であるとか日数、そういうものに大きく左右されるわけでございますけれども、最近では7,500万から8,000万ほどがこの排水機の維持管理に要する費用となっております。

我々としては、海拔ゼロメートル、マイナスの地域だからこそ、県のほうにもう少し補助率を上げていただきたいというような要望をさせていただいております。今では55対45ぐらいの比率でございますので、少しその助成費をお願いしていきたいというふうに思っておるところでございます。

そういった形の中で、今、要望のあります側溝、あるいは排水路というようなところでございますけれども、側溝に対しても、以前はそれぞれの自治会で掃除をしていただいております。それは我々行政と連携をとりながら、重機であるとか、機材であるとか、車両というものの支援をさせていただきながらしておったわけでございますけれども、今それが途絶えてしまっているというような状況でございます。やはり水の流れというものを潤滑にしていけないとだめだというようなことにおいて、この側溝の清掃についても、今、高橋議員の

ほうから大変いいことを言っていたわけてございますけれども、共助の精神でやったらどうだということでございます。我々としても、そのような形で市民の皆様の御協力をいただきながら、側溝の清掃をしていただければ大変ありがたいなあというふうに思っておりますので、市もしっかりと支援をしていきたい。

また、排水路におきましては、本当にきれいにしていただくということを、今、土地改良区のほうへ、私は要望があったときに口やかましくお願いをしているところでございます。きちっと底張りをするんだったら、いわゆる土が埋まってくるからしゅんせつをしていただきたい。みんなで協力をして流れのいいように、あるいはそういったごみはしっかりと取り除いていただけるようにということでございます。

大型排水機を回しますと、その排水機の中においては除じん機というのがあります。そこにすごくごみがたまるわけでございます。これは日ごろから用排水路をしっかりとメンテしていただければ、そのようなことも少なくなるだろうというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしていきたい。

市民の皆様の御協力をいただきまして、共助・公助というような状況の中で、しっかりとその役割を果たしていただければ、我々としても幸いだし、もう少し経費をそちらのほうへ振り向けることもできるだろうというふうに思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 市長、ありがとうございます。力強い答弁をいただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。1問目はこれで終わらせていただきます。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、活気ある商店街から活力をと題しまして伺ってまいります。

弥富市の税収は、近隣市町に比べ、西部臨海工業地帯を抱えているために恵まれております。しかし、2021年には合併特例補助金が打ち切られることが決定されており、税収がマイナスになることが予測されております。このことは同会派の平野議員もたびたび質問されておりますので、皆さんもよく御存じだと思います。

市長もこれからは市民に対し、税の配分ではなく、税の負担をお願いしていかなければならないとおっしゃってみえます。国・県からの補助金等は今までのように分配されないため、市自体が稼ぐことを考えていかなければならない時期がやってきたと考えるべきだと思います。

少子・超高齢化が急激に進んでいる今、人口減少に歯どめをかけるためにどの自治体も必至です。人が定住するのに利便性が求められます。当市においては、道路事情、自然環境は非常によいと思います。しかしながら、衣食住の衣食を賄う商店が激減しております。当市



にも大型量販店は数店ございますが、近隣市町の同系列と比較しても衰退感があることは否めません。

「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」のスローガンのもと、各施策に取り組んでいる当市ですが、輝くまちとは活気のあるまちづくり、まずは地元根づいた個人商店の再生からだとは私は考えます。個人商店が再生し元気になれば、商店街も必然的に再生され活気が戻ってくると思います。

当市にも、過去には幾つかの活気ある商店街がありました。私の覚えている限りではございますが、駅前商店街、中六商店街、前ヶ須商店街、銀座商店街、間崎発展会など、皆さんも懐かしい商店街の名前があると思います。しかし、今や若い世代には名前すら知られていないと思います。実際、シャッター商店街になっているところがほとんどで、店舗さえなくなってしまい、駐車場や住宅になっているところもございます。

個人商店、商店街の衰退は、超高齢化が進みつつある今、大きな社会問題となってきました。衰退の原因として経営者の高齢化と後継者難による廃業、活動の担い手不足が原因とされております。高齢者世帯が日々の生活に必要なものが調達できなくなっていること、世間で言う生活難民、買い物弱者対策です。

それでは、個人商店、商店街の現状をお聞きします。

市内で、今現在、商店街として幾つの商店街が継続されているか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

現在、市内で継続されている商店街は2つの商店街でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 商店街が衰退した現状を、市側はどのように捉えられておられますか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

商店街を取り巻く環境は、徒歩から自動車への移動手段の変化などの生活様式の変化、大型商業施設の進出、コンビニエンスストアやインターネット販売の急速な進展等、大きく変化いたしており、全国的に商店街や地域の商店にとっては厳しい環境となっております。本市におきましても、地域の商店が減少し、商店街の組織も減少している状況でございます。

今後も地域の商店や商店街にとりましては、厳しい経営環境が続いていくと思われませんが、少子・高齢化社会が進展していく中、身近で買い物ができる地域の商店の必要性、存在価値が増してくると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状に至るまで、当市として何か対策及び支援策を講じられたことがあればお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

市の商店街に対する支援といたしましては、商店街の街路灯の電気料の全額の補助と街路灯の電球切れ修繕料の2分の1の補助を行っております。

商店街を構成いたします小規模事業者に対する支援といたしましては、事業資金の融資を円滑に受けていただけるよう、市と県が協調して市内及び近隣金融機関へ資金の預託を行っております。県の融資制度でございます小規模企業等振興資金の融資の信用保証料に対する補助を行い、融資を受ける際の負担の軽減をいたしております。

平成29年度の小規模企業等振興資金の融資件数は65件で、小規模企業等振興資金融資の信用保証料につきましては、54件の補助をいたしました。また、小規模事業者に対して経営指導・経営相談等の支援や創業支援、事業承継への取り組みを行っております商工会に補助金を交付し、支援をいたしております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状で、対策と支援を含めて施策の予定はございますか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

商店街への施策といたしましては、現在、支援をいたしております街路灯の電気料金の補助、電球切れ修繕料の補助を継続して行っていきたいと考えております。小規模事業者に対する支援につきましても、現在の施策を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 対策・支援策を講じなければ、今後、衰退化はより一層加速していきます。既に愛知県では2011年から2015年にかけて、げんき商店街推進事業費補助金施策が5年間実行されました。その施策を検証した結果、もっと踏み込んだ施策として「あいち商店街活性化プラン」、サブタイトルが「～地域とともに歩む「持続可能な活力ある商店街」の創出を目指して～」という施策が2016年から2020年までの5年間設けられ、現在実行されております。当市はこの施策を御存じでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

「あいち商店街活性化プラン」は、県が平成23年5月に策定されました新あいち商店街プランの計画期間終了後、平成28年2月に策定されたものでございます。県の産業労働施策の基本方針であります「あいち産業労働ビジョン2016－2020」の個別計画といたしまして、持

続可能な活力ある商店街の創出を目指し、商店街振興の基本的な考え方や具体的な施策などが示されたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） この施策について、目的や事例等の説明を伺ってまいりました。

県内、ほぼどこの商店街も大半が衰退しているのが現状であるとのこと。その中でも再生できているところは、行政主導ではなく、次世代の経営者が自発的に地域と連携をし取り組みをしているところ。後継者がいないところでも、事業が継続できるように血縁関係抜きで後継者を育て継続しているところなど、再生に成功しているとのこと。個人事業主とその集合体である商店街が自発的に行動し、商工会などを通じて行政も継続性を持って支援していくための県の施策です。

近隣の成功事例では、名古屋の大須商店街、円頓寺商店街があります。この商店街は昔から名古屋の三大商店街の一つと言われていたところがございます。下地もあったことありますが、特に大須商店街は今や若者に人気スポットとなっております。円頓寺商店街も大須商店街を参考に再生できた成功事例の商店街です。

何が成功のきっかけになったか。それは二、三十年前までのお客さんの大半がお年寄りが占めていたことです。衰退していく現状に対して早くから改革に取り組まれたことが今につながっております。決して簡単なことではなかったと思いますが、決して難しい話ではなかったということです。

後継者をどうするか、事業を廃業ではなく、どう継続していくかでした。結果、若者で商売をしたい人材をどう取り込むかに課題を置き克服されました。わかりやすく言えば、資金面、環境面での協力支援です。資金面でのウエイトが高くなるのが家賃で、家賃と言えばついてくるのが敷金、礼金です。これを商店街組合が間に入り、継続ができない商店と店舗を賃貸契約し、その店舗を商店街組合が借り主となる若者と契約をする。敷金、礼金のハードルを限りなく下げ、そのかわり6カ月や1年という期間を設け、実績で契約の継続判断をするという方法です。結果、今でも約3分の1が入れかわるそうですが、それでも今、希望者は約3年待ちになるほどとのこと。

この事例から当市に何か参考になることはないかですが、規模、知名度では全く参考になりません。市民の生活を確保するための商店、商店街再生にヒントとなることは幾つかあると思います。

まず商店街があること。若い世代で商売をしたい人材が市内外にいること。結果、買い物弱者の救済にもつながり、利便性向上につながります。実際、一人でも事業が成功すれば、特に飲食業においての可能性は否めません。それは今の時代、どんな不便なところでもSNS等の活用で商売が成立する時代だからです。皆さんの中には、SNSという何と思われ

る方もまだ見えるかと思いますが、昨年の流行語大賞にもなった「インスタ映え」は御存じだと思います。いわゆるインスタグラムというアプリを使い、写真を投稿するものです。このインスタ映えで話題になり成功したところが近隣にありました。犬山市の犬山城下町昭和横丁です。一軒の若い事業者が始めた飲食店がきっかけでした。

数年前までは、犬山城の観光客が主で、特に年齢層も高かったそうです。私も報道で取り上げられるまで犬山城をいつ訪れたか記憶にない限りでした。そんな横丁があることすら知りませんでした。今では、お城目当てではなく、昭和横丁の食べ歩き目的の若い人たちが押し寄せているとのこと。結果、相乗効果により、商店街全体がプラスアルファの増収につながり活性化できたということです。

当市の個人商店、商店街の現状を推移するだけでは全く将来性はないため、将来を担う若い人材を発掘し支援することで、将来の可能性を見出していくことが活性化につながっていくと思います。商店街が再生し元気になり、商店街が活性化することにより生活弱者の救済にもつながり市民生活も守れると思います。何より現代の商店街は、交流の場としてコミュニティの一環も担っております。

当市には、まだ可能性のある商店街がありますので、こうした近隣での事例をヒントに、当市も将来へ一步を踏み出した市独自の施策、県の施策を利用し、対策を考えていけないでしょうか、伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

商店街の支援施策につきましては、県の施策といたしまして、げんき商店街推進事業費補助金補助事業という施策がございます。県の補助事業の対象となる事業につきましては、地域コミュニティ活性化事業、にぎわい創出事業などございますが、いずれにいたしましても、商店街の活性化を計画的に取り組み、目指す事業に対する補助となります。

市内の商店街におきまして、現状といたしましては、商店街としての活動を行っていないような状況でございます。商工会におきましても、県の補助事業を活用するような計画はということで伺っておりますが、計画はないとのことでございます。

市といたしましては、今のところ、県の補助事業を活用した施策を実施する計画はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 先ほども事例を挙げてお聞きし、答弁いただきました。しかし、将来を考えた際、このままで本当によいのでしょうか。問題は、個人商店と商店街のそれぞれの抱える問題点、個人商店の廃業等による空き店舗の増加が商店街の魅力低下につながっていること。外部からの人材に事業継承を検討するなど、シャッターをおろさない取り組みが

必要であること。同時に、行政の支援・対策の仕方の問題点、行政が商店街の支援を実効性のあるものにするために、今策定中の総合計画や、まちづくりビジョン等における各商店街の果たす機能の方向性と商店街の目指すビジョンとの整合性のとれた振興施策の実施が必要と考えます。今申し上げたことを踏まえて、市側の見解を再度伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

市の支援・施策といたしましては、先ほど答弁いたしましたように小規模事業者の経営の安定や経営強化のため、事業資金を円滑に融資できるよう小規模企業等振興資金の預託を行い、融資の際の信用保証料を補助いたしております。

また、小規模事業者の方々の経営相談や経営指導、事業承継、創業の支援などにつきましては、市独自では行っておりませんが、地域の商工業の窓口でございます商工会や、専門的な県のあいち産業振興機構の相談窓口や各種セミナーなどを紹介いたしております。

今後につきましても、現在行っております施策を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 時間に余裕のない問題です。次世代が将来夢を持ち、安心して住めるまちづくりの課題の一つとしてぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、最後に市長の見解と総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

商店街、本当に以前の高度成長期には、にぎわいのある商店街が弥富市内にもたくさんございました。私たちも子供心に覚えておりますけれども、そういったところへ友達と出かけることが非常に楽しいというようなことを記憶しているわけですが、残念なことにその背景といたしましては、今、現状としては、シャッターが閉まっているお店が多くなってしまったということがございます。その背景につきましては、先ほど担当部署の課長からお話をさせていただいたとおりでございます。

いわゆる商店街を取り巻く環境というのが、車社会の進展であるとか大型商業施設、あるいはコンビニエンスストアの進出、あるいはインターネット販売というような状況に置きかわってきているという状況でございます。

この10年で弥富市の卸売・小売という状況の中での推移を調べさせていただきました。平成19年には、いわゆる卸売業・小売業の事業所の数が425事業所ございました。そこでお仕事をしている従業員数が3,548名、そして年間販売額が平成19年度は1,200億ございました。そして一番近いところでは、平成28年、事業所の数がまさに卸売・小売業の数が100減って

おります。しかしながら、従業員数は3,482名ということで、ほぼ横ばいの従業員数でございます。しかしながら、年間販売額、いわゆる売り上げのほうにおきましては1,391億ということで、販売額は10年前よりも上回っているというのが現状でございます。

これは、いわゆる卸・小売業が大型化してきて会社組織になってきているということ。そして、その中で従業員の方がお仕事をしてみえる。そしてまた売り上げも、先ほど言いましたように、10年前とは16%伸びているというのが弥富の現状でございます。

しかしながら、あのようなにぎわいというか、商店街のにぎわいを今後どのようにつくり出していくかということは、大変難しい話ではございますけれども、先日も市議員の大原議員とお話をしておったところ、名古屋十四山線の両サイドのところについて、商店街をもっと持ってくるといういいなあと。あるいは、最初からそういうような計画ということに対してきちっと構想を考えておくとよかったなあとというお話を聞きました。なるほどということをおっしゃっております。

現在では、多くのコンビニエンスストアが両サイドに張りついでいただいておりますけれども、いわゆる専門店がない。あるいは、お年寄りが利用できる魚屋さんがございますけど、お肉屋さんとか、あるいは雑貨屋さんとか、そういうような従来商店街にあったお店があつた名古屋十四山線のところにあるといういいなあとというふうに思っております。まだまだ土地については、そういった形の中で利用できる土地があるのではないかなあとというふうに思っておりますので、一度この辺のことについて、我々の市としての助成策というようなことも考えながらやっていきたいなあと思っております。まだまだ具体的にはなっておりません。しかし、これからのまちづくりというのは、そういうことが必要なんだということでございます。

また、南部地域においても、コンビニがほとんどないという形で幹線道路しかないということでございますので、もう少し近くにコンビニエンスストアがあるといいなあとということをよく言われておるわけでございます。そうした形の中においては、市としてもそういったところと関係しながらお話を進めなきゃいけないなあとというふうにも思っております。

いずれにしても、元気のあるまちづくりは、商店のにぎわい性が非常に大きいというふうに思っておりますので、いわゆる区画整理事業等においては、今後はしっかりとしたそういうゾーン設定をしていくべきだと思っております。これからも議員各位のお力添えをいただきたいと思っております。

また、現在では、先ほど所管の課長が述べましたように、さまざまな形で商工会を通じて商店街の応援をさせていただいております。そして、その活性化という形の中でスイートハートプロジェクトということ、弥富又八さん主催のもとに今立ち上げていただきました。11店舗の和菓子屋さん、洋菓子屋さんをいろんな形から来ていただいております。今まで

150の方がこの11店舗をフルに回っていただきました。そういった形の中で、愛知県下、あるいは愛知県以外のところからも、このプロジェクト事業に対して来ていただいております。これをまた来年度に対しても我々としてはどう活性化していくかということについて、このスイートハートプロジェクトを支援していきたいと思っております。そうしたことを一つ一つ着実にやっていくことが商店街の活性化にもつながってくると思っておりますので、議員各位の御理解もいただければと思っております。

大事なのは、名古屋十四山線のところにおける商店街をどう考えていくかということが一つの大きな構想でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀岡敏喜君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

最後に、服部市長には、一般質問の答弁と昨日の進退表明の中にもございました、優しいまちづくりを確実に実行していただくためにも、ぜひとも頑張ってくださいと強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は11時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、先日の台風21号では、弥富市内でもかなりの被害があったと思います。そんな方々にお見舞いを申し上げます。

私の住む地域も停電になってしまい、すぐ回復するかと思ったら、13時間も停電ということで、冷蔵庫の中のものがとても心配になってしまいました。周りはみんなついているのに、私たちの住む地域だけが停電という、何かとても不公平に感じてしまいましたけれども、本当に当たり前に使っている電気がこんなにありがたいものなのかなということ、つくづく身にしみましたし、ライフラインであるその一つが欠けても、本当に私たちは困ってしまう生活をしているということを身にしみました。

それでは、一般質問をしていきたいと思ひます。

今回は2点ですが、まず1点目、いこいの里の運営についてでございます。

現在、弥富市では福祉施設として、保健センターは今回別といたしまして、総合福祉セン

ターと十四山福祉センター、そして南部にはいこいの里と3カ所あります。それぞれの施設の特徴もあり、サービスの内容も異なります。

調べてみますと、どの施設も共通しているのは、利用時間の午前9時から午後5時までです。休館日についても、日曜日、月曜日、祝日、年末年始となっています。ホームページを見てみますと、センター内の施設によって開館時間や休館日が異なると書いてありますが、それはどんなときでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えをいたします。

開館時間については、先ほど議員がおっしゃられましたように9時から5時ということで共通はしておりますが、施設内のお風呂、カラオケについて3施設それぞれ違っております。

あと、休館日が異なるということでございますが、十四山総合福祉センターと、あと弥富市総合福祉センターにつきましては老人福祉センターでございます。28年度から休館日が3日連続続く場合は、1日を午後3時までお風呂が利用できるようにということで休館日を臨時開館ということにしております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 細かいところを言っていたと思いますけれども、私なりに理解しましたのは、総合福祉センターでは、祝日、今度も11月3日に金婚式とか、いろいろある大きな行事なんか、そんなときなんかでも休館日であるけれども、そういう行事があつて開催される、そういう条件があるときなのかなとも思いました。細かい説明をありがとうございます。

今回お聞きしたいことは、いこいの里についてお伺いしたいと思います。

6月議会の厚生文教委員会で三浦議員からも少し質問がありました。正直なところ、私もボランティア活動で総合福祉センターや十四山福祉センターにはちょくちょく行くのですが、いこいの里については、この施設ができたときに一度竣工式に行ったことがあります。何十年も前のことでしたけれども、大きくはなかったのですが、露天風呂があるということで、その露天風呂に使用している石が温泉効果をもたらすとかで、とてもそれを自慢というのか、売り物に説明を受けた覚えもあります。そして、また八穂クリーンセンターの焼却の熱を利用して温泉ができていたということもお聞きした記憶があるのですが、今でもそれに変わりはないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） 現状も竣工当時と変わってございません。



○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） それは、ほかの施設と違うのは、ホームページにも書いてありますように、露天風呂が楽しめるという浴室を中心に、カラオケ、マッサージなどの各種サービスが利用できるということだと思います。さらには、弥富市民であれば、利用証の提示で60歳以上でなくてもその施設が利用できる、当然お風呂も入れるわけですよね。ということですけれども、いこいの里に利用証をつくりに来られる方は、年間どのくらい人が来られますか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） いこいの里に利用証をつくりに来られる方は年間どのくらいかとの御質問でございますが、平成25年度72名、平成26年度68名、平成27年度50名、平成28年度86名、平成29年度56名、平成30年度は8月25日現在20名でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ちょっと済みません。関連としてお聞きしたいんですけど、この利用証というのは、何歳から発行をしていただけるんですか。

例えば、福祉センターとかは60歳以上ですよね。でもこれ、誰でも利用証があればということであれば、利用証を発行する年齢というのは決まっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） 特に利用証の発行について年齢制限というのはございません。身分照会ができる形で利用証を発行させていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これは、子供さんでも利用できるというときは、子供さんも利用証はつくらなきゃ入れないということでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） よっぽど小さい幼児さんですとか、そういうことについては保護者同伴が原則になりますので、そういう場合は利用証は必要ありませんが、小学生以上については、利用証はつくっていくというふうで考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 年齢制限がないということですから、そういう意味での、今お聞きした人数ですと、正直、私思ったよりもかなり多い利用証の発行だったと思います。平成30年度は8月25日現在で20名ということは、これからふえる可能性もありますし、ことしの場

合はすごく猛暑だという原因もあるのではないかと思いますけれども、弥富市街からいこいの里までは結構距離があるので、皆さん、いこいの里の証明書はたくさん取りに来られても、利用率がちょっと低いのではないかと考えていらっしゃる方もいるわけです。

それは、遠い場所につくったということは初めからわかっていることですから、この施設を利用するに当たり、何を特徴としてきたかということなんですね。それを市民の方にちゃんとPRして運営をしてきたのかなと思います、市としてのお考えをお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） いこいの里は、平成14年9月に人とお湯と緑との豊かな触れ合いと交流を得られる場を目的に建設されました。市民の皆様が交流でき、健康づくりや入浴、余暇活動等に利用していただく福祉センターと、多目的施設として機能を有する芝生広場が設けられております。

施設の特徴を市民にPRしてきたかとの御質問でございますが、いこいの里運用開始時に広報、ホームページで周知した後は、ホームページの変更に合わせて修正をしております。いこいの里は、特にイベントなどを開催する施設でもございませんので、ややPR不足かもしれないです。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 誰でも利用できるという割には、時間がほかの福祉センターと同じということは、ちょっと疑問に思うわけです。若い人、いろんな世代の方がいこいの場所を利用しようと思っても、やっぱりその利用時間帯では、ちょっとなかなか行きづらい時間帯じゃないのかなと思います。

私も、竣工式以来行っていないのは、そこにも原因があったのではないかと思います。働いている時間帯にちょうど合わせてしまいますし、日曜日休み、月曜日休みということですし、祝日もお休みということなので、なかなか、一度行ってみようかなと思っても行けない。私の今の年齢になってやっと思えるかなという、そんなところではございますけれども、今後、使用時間や休館日を市として変更していくという考えはございませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬いこいの里所長。

○総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（村瀬 修君） 使用時間、休館日を変更しないかとの御質問でございますけれども、現在のところ、施設管理運営上、利用時間、休館日の変更は考えてございません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 変更は考えていないという冷たい返答をいただきました。

人とお湯と緑の豊かな触れ合いと交流を得られる場、また余暇活動等に利用していただくことを目的とし、また若い人や子供さんにも利用していただくという思いがあるのなら、

それこそいこいの里は、私、6月議会でもちょっと言いましたけれども、これこそ多世代交流の場所としてニーズに合った場所になるのではないかと、成り立つのではないかと思います。

イベントなどを開催する施設でもないということですが、内容によってはできるかもしれません。今のままで満足とお考えならば、それ以上発展はありません。ぜひリニューアルも含めて真剣に考えていただくことを強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

続きましては、きんちゃんバス無料乗車券についてお伺いしていきたいと思います。

7月に第8回無料お試し券が各家庭に配付されました。そして8月の広報「やとみ」に、特集で「きんちゃんバスに乗って出かけよう」と楽しそうな案内が出ていました。バスの運行路線と市内の見どころも掲載されており、宣伝効果もアップされたと思います。ちょっと乗ってみようかなと思った市民の方もたくさんお見えになったのではないかと思います。

しかし、ことしの夏は猛暑続きで外に出るのも危険な毎日でした。広報を見て弥富市の観光スポットが載っていましたが、この暑さではとても出かける気にはならなかったのではないのでしょうか。ことしの利用者数はまだ出ていないとは思いますが、これまでの無料乗車券の実績数をよろしくお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

平成23年度以降、毎年、無料お試し乗車券を配付しております。今年度の利用者実績枚数はまだ集計できておりませんが、過去3年間の実績を申し上げますと、平成27年度1,012枚、うち初めての方が85人お見えになります。平成28年度は995枚、うち初めての方が84人お見えになります。平成29年度は956枚、うち初めての方が95人お見えになります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） また、乗車券の裏を見ますとアンケートのお願いが書いてあります。

そのアンケート結果はどのような状況ですか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

この無料お試し乗車券のアンケートは、初めて利用した人がどの程度いたのかを把握し、乗車人員の推移とあわせて検証することで、無料お試し乗車券の効果を検証しております。

平成29年度のアンケート結果のうち、無料お試し乗車券の利用回数を見ると、1回目、初めての方が最も多くなっており、8月の乗車人数も各路線とも増加傾向であることや、新規利用者においては、「今後利用したいと思う」が最も多くなっており、無料お試し乗車券の配付につきましては、一定の効果があつたと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） このアンケートの結果を踏まえて、何か改善した点とかはありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

無料お試し乗車券のアンケート検証につきましては、利用者実態調査、乗車人員調査、乗車バス停から降車バス停の調査でありますOD調査、モニタリング調査等とともに、地域公共交通活性化協議会におきまして、きんちゃんバスのデータとして運行改善を目的に利用しているものでございます。

そうした調査の積み重ねによりまして、利用者の特性を把握し、ニーズに即したダイヤの見直し、イオンタウン、海南病院への全ての路線の乗り入れができるようになるなど、運行改善につながっております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この無料乗車券を発行する目的は、きんちゃんバスのPRが主なものと理解していますが、利用可能期間が8月に設定しているのは、夏休みを利用して使用してもらおうという意味からでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

利用可能期間を8月の夏休み期間としておりますのは、平成26年度より配付対象に小学生を加え、学校から小学生にも配付をしまして、夏休み期間にすることで、親子での利用を通じてバス利用への抵抗感を軽減し、将来の利用のきっかけを創出するとともに、親への波及的な利用機会の創出を図るためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この乗車券は全戸配布ということですので、多くの市民の方にもっと利用していただくには、夏は私は適してないかと思えます。野鳥公園や三ツ又池公園等にお弁当を持って家族で出かけよう、ちょっとピクニック気分で行かけるにも8月は暑過ぎますと思いませんか。買い物に出かけるのも、ちょっと生物は買えないですね。

より多くの市民の方に周知していただくためにも、無料乗車券の期間を行楽に適した期間に変更することはできませんか。また、子供を対象にと今おっしゃられましたけれども、その8月を挟んでの期間を延長するとか、そのような市のお考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

無料お試し乗車券の実施時期や期間につきましては、新規利用者促進を目的とし、どのよ

うな方々をターゲットとするのか明確にする必要性がありますので、地域公共交通活性化協議会におきまして、アンケートの項目に実施時期・期間についても盛り込むなどの提案をいたしまして協議をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） コミュニティバスにつきましては、いろいろと試行錯誤をしながら現在の運行に来ておるわけでございますけれども、まだまだ改善を加えていかなきゃならないというような状況の中で、無料お試乗券というのでも発行させていただき、市民の皆様コミュニティバスを御理解いただきたいという趣旨でございます。

きょういただいた御意見につきましては、先ほども担当部長が述べましたように、地域公共交通活性化協議会という中で御意見として上げさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 気候のよい行楽シーズンなどに設定していただけると、市民の方ももっと利用されるかと思えます。一度御検討のほどをお願いしますし、私としても、このきんちゃんバスの利用者が少ないだとか、いろんなことで今までも一般質問で、ほかの議員の方からも御指摘がありましたけれども、きんちゃんバスが弥富市内を元気よく泳ぐように走っていただくことを私は期待しております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、武田正樹議員、お願いします。

○15番（武田正樹君） 15番 武田正樹です。

質問をさせていただくのは2年9カ月ぶりだと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

通告に従いまして、大きく1点について質問させていただきます。

まず最初に、西日本豪雨、そして北海道地震で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、台風21号で改めて大きく被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、ことしの夏の甲子園では秋田県立金足農業高校が活躍し、準優勝をなし遂げました。

惜しくも優勝は逃したものの、全国の農業高校が脚光を浴びることとなりました。地域の農業高校から地域を支える人が育ち、地域を維持していく。地域で一定数の人が安定した仕事につくということは、その地域社会の持続には必要不可欠なことではないかと思えます。

さて、本年も弥富市南部の早場米の産地の稲刈りもほぼ終了しました。あいにく猛暑の影響で品質はいま一つの状態だったと伺っております。そうした中における弥富市の農業の現状と将来についてお伺いしたいと思います。

現在、人手不足が全国的にさまざまな分野で重要な問題になっております。生産年齢人口が1995年をピークに減少の一途をたどって、多くの業種で深刻な人手不足が発生しております。特に物流を担う配送・運送業、保育士、医師、看護師、介護現場における介護士、そして長年言われている農業における担い手、後継者の不足であります。そのほか多くの分野で深刻な問題となっております。特に今後、近くに迫ってきている2025年の問題は、団塊の世代が高齢となり、ますます人手不足が深刻さを増すこととなると言われております。こうした中であって、政府が5月22日に2017年度の食料・農業・農村白書を閣議決定し公表いたしました。

今回の白書では、農業のけん引役として49歳以下の担い手や後継者のいる経営体では、特に稲作では、2015年までの10年間の1戸当たりの経営規模が、若手農家以外ではほぼ横ばいだったのに対して、若手農家では1.5倍の7.1ヘクタールとなっております。10アール当たりの労働時間も水田作では、2013年から2015年の3カ年平均が34時間で、担い手以外と比べると6割という水準になるなど、効率化も進んでいる状況を示しております。

49歳以下の農業主や法人役員らを対象としたアンケートによると、「現在の経営課題は」、複数回答で聞いたところによると、「労働力の不足」が最多の47.3%で、次に多い「品質に見合わない売価」の34.8%などを大きく引き離しており、人手の確保が喫緊の課題であるとしています。その上で効率的な経営の育成、規模拡大など、若手農家が先行する取り組みを強力に進めていく必要があると指摘しています。

白書では、2016年の農業産出額の前年比4.6%増の9兆2,000億円で、2年連続でふえ、16年ぶりに9兆円台を回復したとしています。海外の食料需要がふえる見通しで、国内の農家が輸出に取り組む好機だとしております。

一方で、産出額の上昇には、米価の回復に加え、肉用牛の頭数減少、天候不順による野菜の生産減少で価格が上昇したことも影響しています。

日本とEUの経済連携協定（EPA）交渉の妥結などにより、今後、市場開放が一層進む中、農業産出額を抜本的に回復基調に乗せるには、生産基盤への強化が必要であるとしています。農業の過渡期に若い新規就農者の増加は、現場としては好ましい変化として捉えるべきではあります。一方で、70歳以上が全体の3分の1以上の50万人に上り、膨大な離農現象

が進んでいることも現実であります。

農業が今直面している最大の問題は、歯どめがかからない生産基盤の縮小にあると言えます。高齢化と人口減少は中山間地域だけではなくなっています。生産の縮小による農産物価格の上昇が生産農業所得を1999年以来、最高に押し上げています。価格の上昇は生産者側からすれば、長い間続いてきた農業デフレからの脱却であり励みとなります。しかし、産地の縮小によって実現しているのも現実であります。

生産基盤縮小の要因で見過ごせないのが雇用労働力の不足であります。規模拡大が進むと、法人経営でも、個別経営でも、栽培管理、収穫、出荷調整で雇用労働力が欠かせません。ところが、露地野菜、園芸も含め人手の確保に困り、規模拡大の障がいにならなっております。生産労働力人口の減少に伴い、人手不足は全産業に共通し、ますます深刻になりそうであります。

そこでお伺いしたいのが、市内の農業の現状についてであります。

まず最初に、市内の販売農家数の推移はどのような状態になっているのか。減少傾向にはなっていないのか。

次に、農業者の年齢は高齢化していないのか。白書によれば49歳以下の新規就農者数は3年連続で2万人を超過しているとあります。市内における49歳以下の若手農業者数は増加しているのか、新規就農者数はどうか、増加しているのか。

また、白書によれば、農業総産出額は米の消費の減退による産出額の減少などを要因として、2014年まで長期的減少が続いております。直近2年間は増加が続き、2016年は米や野菜などの需要に応じた生産の進展などから、2000年以来、16年ぶりに9兆円台を回復しているとしています。本市の農業所得は本当に増加しているのでしょうか。

さらに、もう一点伺いたいと思います。

国は全農地の2割に相当する相続未登記農地などの貸借を進めやすくなるよう、相続人の一人が簡易な手続で農地中間管理機構に最長20年間の利用権設定を可能とするための法案を国会に提出しました。現在、市内の農地で相続未登記農地はあるのでしょうか。あればわかる範囲内でいいので、どの程度あるのか教えてください。

また、これから先、相続未登記農地がふえる中でどのような指導をしていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御質問に、農林業センサスの数値をもとにしてお答えさせていただきます。

販売農家数につきましては、調査年ごとに減少しているという状況でございます。

次に、農業者の年齢についてでございますが、平均年齢を見ますと60代後半となっております。

高齢化していると考えられます。そのため、49歳以下の若手農業者は反対に減少傾向にあると考えられます。

次に、農業所得については、白書によりますと、近年、減少傾向から増加傾向に転じていますが、本市全体の農業所得の傾向も同じような傾向を示しております。

次に、農業生産力についてでございますが、比較できる指標としまして、農林水産統計年報での本市の農業産出額で判断をいたしますと、産出額は増加をしてきておりますので、弱体化はしていないと考えております。

次に、相続未登記農地の問題でございますが、農地の登記名義人が死亡しているのに相続登記が行われていない農地というものにつきましては、本市においてもございます。しかし、面積につきましては、現状把握ができておりません。そのような農地につきましては、農地中間管理事業などの相談がありました折に相続手続を行っていただくように個別にお願いしておる現状でございます。

また、市民課の窓口におきましては、死亡届の手続の際にお渡ししております死亡届に伴う市役所での諸手続についてという案内文書の中で、農地所有者の方の場合におきましては、農業委員会において届け出手続を行っていただくように案内しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） わかりました。

先ほどの農業白書とほぼ弥富市内の農業についても現実と同じだというお話ですので、私もこれから先、ちょっとお願いしたいことがあります。

例えば最近、南部地区、そして北部地区、東部地区それぞれの地域で農業をやってみえる若い方を結構拝見することができます。そういう方たちがこれから先、さらに農地をある程度維持するために、さまざまな角度でいろんな形で農地、そして農業についてやっていただくためにも、この傾向というのを続けていただきたいなあと考えております。どうか、これから先もそういう御指導のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

そして農業者の高齢化、これは私を含めて相当進んでいる状態になっております。このことについても、どうかこれから先、高齢者の方が安心して農業ができる仕組み、そして農地を守る仕組み、いろいろな形でこれからも検討していただきたいと思っております。

それでは、もう一点だけお伺いしたいことがあります。

これは通告外ですので、もしわかればわかる範囲内でお答え願いたいと思っておりますけれども、今、農地でいろいろな形で太陽光発電がなされる地域の申請が出ていると伺っております。この弥富市内でも結構ふえているという話を伺っております。こういう形の中で、現在、買い上げ価格が1キロ当たり18円だったのが、本日の新聞で、平成35年には1キロ当たり7円



から8円となるようになっておるそうです。地主さんがこれから先、この単価で果たして売電価格が成立するかどうか、このことについて、市として指導していただきたいことが1点あります。

それについては、先ほど他の議員からも要望がありましたけれども、一応、公証役場という形に登録しておけば、それがある程度認められる。地上権が設定されていても、その貸したものを補償でしてもらえろという話を伺いました。この辺について、市としてそういう形のことの指導ができるかどうか。そして、指導をお願いすることができるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 今、御質問にございました公証役場の手続については、何分ちよっと市役所の管轄外でございますので、詳しいことは、私どもも承知いたしておりません。

御質問にありました営農を前提とした上での太陽光発電の設備の設置という申請は、現在、農業委員会のほうにも数件出ておまして、実際に市内でこれから得られるという方もございます。売電価格が現在下がっておるというようなこともお話を聞いておりますので、実際にそれを設置された場合の設備費と売電価格による利益等を鑑みて、どちらが利益として上がっていくのかいうところは、私どももちょっと詳しくはわかりませんが、今後、よくそこら辺を承知の上でやられないと、設置費のほうが高くなってしまわないかというような懸念もしております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） 突然の通告外で申しわけありません。

ただ、これから先、そういう形の太陽光発電というのをやられる方がふえてくるのではないかと私は思っております。先ほど部長のほうからお話がありましたように、後継者の方が農地を維持するために、これから先、現在の状態ですと相当持ち出す状態になっております。その辺で後継者の方が、先ほど話をさせていただきました相続未登記の農地がふえ、そういう不良農地がふえることによって市内の農業が活性化できなくなってしまうということがあると思いますので、どうか、これから先も農政課のほうをもって指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

農業・農村の抱える大きな課題として農業生産力の弱体化が言われておりますが、本市の農業生産力はどのような状態になっているのか、実際、弱体化してきてはいないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 本市の農業生産力ですけれども、農業生産力については、

比較できる指標として農林水産統計年報により本市の農業産出額で判断しますと、産出額は増加しておりますので、弱体化はしていないと考えられます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） 私の想像していた回答とは、少しいほうに言っているような気がして申しわけありませんけれども、実際のところ、農村の大きな抱える課題の中に農業生産力の弱体化というのは、農地が非常に転用されつつあるということと、農地として残っていても、そのまま放棄地になりつつある農地がふえていることではないかと思っております。

このことについて、実際、私が想像していたことよりも、今、回答ですとそんなに弱体化していないという話ですので、これから先も期待して農政課のほうでよろしく御指導のほうをお願いしたいと思います。

続いて、もう一点お願いしたいのは、現在の弥富市の農業の現状をどのように分析してみえるのか。現在置かれている弥富市内の農業の状態がどうあるのか、市としてどう判断してみえるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員に御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

日本の農業を取り巻く環境は、大変厳しいと一言で言えるというふうに思っております。過去40年、50年、半世紀を振り返ってみても、本当に日本の農業というのが一つの国策として、農業を育てるといような観点に立って、国のほうはしっかりとやってきていただきたらどうかというようなことを疑問に思わざるを得ないと思っております。

私どもは昭和34年、あの未曾有の災害でございました伊勢湾台風というのを経験しておるわけでございますけれども、それ以来、いわゆる土地の基盤整備事業であるとか、あるいは木曾川用水事業等によって整備され、そしてさまざまな農業生産基盤が確立をしてきたわけでございます。そして県下でも有数の稲作を中心とした米、あるいは麦、大豆というもの、そして畜産、あるいは野菜においてはトマト、ナス、あるいは細かくはミツバ、イチジクというようなもの、そして切り花も弥富市の農家としては盛んにとり行われてきたわけでございます。

名古屋の大きな消費地という形の背後として夢もありました。そして農業振興地域としての自負もありました。これからしっかりやっていくぞという形で愛知県濃尾平野というような状況の中での位置づけがあったと思います。

そこに追い打ちをかけてきたのが長期にわたる米価の低迷、もう今では米価が1俵当たり1万2,000円とか3,000円。当時はこの倍ぐらいの単価でありました。そして、もう米があり余っているというような状況の中で、もっと農業政策に、農家の方たちに追い打ちをかけたのが生産調整であつたらうというふうに思っております。もう米はつくらなくてもいいよ

と。そのかわり1反当たり幾ら幾らの補助金を出しますよというような政策に変わってきた。これは各国の農業を見ても余り例がないことではないかなあというふうに思っておるところでございます。また、輸入農産物との厳しい競争というものがだんだん激化してきたというのが、昭和50年、60年の状況であったのではないかなあというふうに思っております。

そして、近年ではTPPの参加、関税の撤廃による貿易の自由化ということがさらに拍車をかけてきた。これが今に実行されようとしているというような状況で、本当に農業をやっている飯が食えるんだろうかというのが、今現在の多くの方の農業従事者の気持ち、考え方ではないだろうかというふうに思っております。

であるならばということで、東海農政局、あるいはJAあいち海部、農協等々が、私どもの指導機関として農地の中間管理機構という制度をつくろうじゃないかというふうにおっしゃった。いわゆる農地を集約して、個人農業ではなかなか成り立たないもんですから、そういう制度で、今、農地の中間管理機構で担い手というような形に大きく変わってきているわけでございます。

誰も担い手にやっていただくなんてことは、当初から農業従事者は思っていないんですよ。けど、その前の段階での国の施策が余りにも一貫性がないというようなこと、本当に農業を育てていくんだというようなことに欠如、そういうことがいわゆる高齢化、後継者不足というような形になってきたから担い手にやっていただかなきゃならないというような今は状況であろうというふうに思っております。

そういう状況の中においても、農地は保全、守っていかなきゃならないというのが農業従事者の基本的な大きな力強い考え方であろうと思っております。そうした状況の中において、やはり農業振興地域の新しいあり方ということについて、我々は農家の方が考えてみえること、あるいは国や県がどういうふうにシフトしていけば新しい時代の農業を助成していただけるかということ、もう少し積極的に言っていただきたいというふうに思っております。

農産物の生産性の向上がこれからますます求められるでしょうし、あるいは高品質の農産物というか、そういったものも求められる。そういう形でシフトしていくために、担い手であつたり、まだまだ農業ということに対して自分としては頑張っていくんだという人たちに對して、国・県は助成をすべきであろうというふうに思っております。

我々市としても、新しい農業のあり方は生産性の向上であり、高品質化であり、あるいはもっと言うならば、他の企業に参入していただいても農地を守っていく、生産物を守っていくというような状況をこれからもしっかりと協力していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

一方、農業委員会等でいろいろと毎月毎月開催をしていただきながら、農地の保全のあり方、あるいは農地の利用のあり方ということについてもお考えをいただいているところでご

ございます。こういう時代にあって、農地をどのように転換していくということに対しても、大変重要な問題だろうというふうに思っております。そういった意味では、農地の利活用ということについては、より生産性が上がることにシフトしていくのもやむを得ないことではないかなというふうにも思っております。

そうした形の中で、弥富市としては水田面積160ヘクタール強ございますけれども、この農地を保全すると同時に、どう利活用していくかということが大きく求められてきているなあというふうに思っておりますので、さまざまな機関と連携をとりながら協議を進めてまいりたいと、そんなところが現状の私ども弥富市の農業ではないかなあというふうに思っておりますのでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） 市長のほうからの的確な現在の弥富市内の農業についてのお話を伺いました。私のほうからも1点だけ、市長と同じ考え方のところを少しお話しさせていただきたいと思っております。

今、白書に載っていることなんですけれども、食料の潜在生産能力をあらわす食料自給力指標というものが、全国的に農地面積の減少や単収の伸び悩みなどで低下傾向に推移していると言われております。このことについては私も認める限りで、先ほど課長のほうから話がありました、実際、市内では低下傾向にないという、これは弥富市独特のある程度、線ではないかと思っておりますけれども、ただ、これから先、可能性としては全国と同じ傾向が見られるのではないかと思っております。どうかその中で、これから先も現在の状態を維持するためにも、ぜひともいろんな形で国・県なりに要望等を出していただきたいなあと思っております。

生産者の一人として、私からも1つだけお話しさせていただきたいのは、国・県から出ているいろいろな形の産地を支援する補助制度があります。ただ、これについては、それぞれ面積要件だの、人数要件だのということは大きな制約をいただいております。そのために、生産者としては非常に使いづらい制度となっております。この辺をくれぐれもこれから先、市としてもいろんな形で要望していただいて、県・国なりに、そういう生産者にとって使いやすい補助制度を組み立てていただけるように要望したいと思っております。

どうかこれについては、くれぐれもこれから農業者にとって使いやすい制度、これから農地を維持する、そして生産者がこれから元気に、若手農家がこれから先もふえていく農業であるためにも補助制度をぜひとも、何とか現場に合った補助制度につくりかえていただくように要望をお願いしたいと思います。

その要望をお願いしまして、引き続き、次の質問に移りたいと思っております。

2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報として愛知県弥富市版が農研機構中央農

業研究センターから公表されております。この地域農業情報は、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の改善など、地域農業の将来ビジョンの策定に向けた合意形成を促すことを目的に、地域に存在する農業生産要素の利用状況や担い手経営の特徴とともに、担い手経営体数などの2025年までの予測値が示されております。

地域農業の基本的生産要素である農業経営体数、農地面積、農地利用状況、作物別作付面積などが示されており、担い手経営の農地の集積状況などの確認ができます。地域の農業就業人口、家族経営体数、離農に伴う供給農地面積の推移と2025年までの予測値が示されております。

地域の担い手経営、農地面積が5ヘクタール以上の家族経営体、または法人組織経営体の動向を常時雇用の有無、営農型類型別に示しており、農地面積の増加している営農類型とその経営規模などを把握できるとあり、また担い手経営体数、地域の農地を維持するために期待される担い手経営の経営面積、担い手経営を農地シェアの予測値を2025年まで示されております。

この情報により、2025年の地域農業の姿を農業就業人口や家族経営体数、担い手として想定すべき経営体像、営農類型、経営面積、農地シェアの観点から把握することが可能になり、地域農業の将来ビジョン策定などに向けた合意形成を行う際の参考にできるようになっています。この情報は、農林業センサスのアンケートにより集計予測されたものであり、一つの参考として捉えていただき、このことを踏まえて、今後の本市の農業の将来ビジョンをどう考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げますけれども、農業の将来ビジョン、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、私見かもしれませんが、やはり国がどのようにかかわってくるか、あるいは県・市、我々の行政もどうかかわっていかなくやならないのかということが大変重要なポイントだろうというふうに思っております。

そういうことで安定的な農業経営ができるというような状況をつくり出さないと誰もやらなくなるというようなことが、今、第一次産業の農業ではないかなあというふうに思うところでございます。

しかしながら、ビジョンとして考えていかなくやならないのは、今は私どもとしても30名近い担い手の方が農業に従事をしていただいております。これから農地の中間管理機構の農地の集約化において、60%強が弥富市の農地は集約されていく。そしてその担い手の方が担っていくというような状況がもう見えているわけですね。

そういう状況にあつたら、その担い手の方もきちっとした利益を上げられるような、もちろん御本人の努力も要るでしょうけれども、そういうことがなければ弥富市の農地は守られ

ない、守っていかれない、そういうようなことが前提としてあるわけです。だから、担い手に対するしっかりとした経営安定策をお示しいただきたいし、そうすることが耕作放棄地であるとか、あるいは農地の荒れるというような状況から少しずつ解放していくんだらうというふうに思っております。

それから2つ目は、これからTPPが導入されてきますと、やはり日本の農業の生産物が高品質化していかないとだめだろうと。アジアの中で闘っていく、あるいはオーストラリアとか、そういう先進国とも闘っていかなくゃならないその加盟国ということに対して、日本ならではの品質、そういうものが私は勝負になってくるだろうというふうに思っております。

また、よく言われるように環境保全型の農業にどう促進をしていくかというようなことでございます。食の安心・安全、あるいは消費者に対する信頼確保、そういったようなことに対する天然農薬での栽培であるとか、そういったことに対する各農業生産物の関連のものについて、しっかりとした環境保全型の農業に移行すべきだろうと。それがいろんな国で求められる大きな商品であらうというふうに思っております。

そのほか、6次産業化ということもますます進められるでしょう。いわゆる一つの材料にして最終製品まで持っていく、そういうようなことに対してどう商品開発をしていくかということもますます求められるわけでございます。そういった努力も必要となってまいります。

そういった形の中で、それぞれ分野はありましたけれども、それぞれのビジョンを持ちながら農業経営に携わっていかれる人に対して、弥富市としても最大限の努力をしていただくと同時に、最大限の支援をしていくというようなことをしっかりとその施策の中に置きたいというふうに思っておりますので、議会議員の皆様方にも御賛同をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 武田議員。

○15番（武田正樹君） ありがとうございます。市長から今後の弥富市の農業についての思いを語っていただきました。

私も市長と考え方を同じにすることがあります。それは、農業全ての方に対して国・県・市の支援は大変大事だと思っております。ただ、生産者、農業者もそれなりの努力はしなくてはならないと、これは私も同感です。今、見ていると、農業者の中に努力される方も見えます。中にはいま一つの方も見えます。こういう形でこれから先、農業者が努力しながら、そして先ほどお話がありましたように、もうかる農業、利益を上げていける農業というのをこれから先も続けていただければ、若い人もこれから就農していただけるのではないかと考えております。どうか今後とも、市のほうもそのための御指導のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

そして、最後に1点だけ。

これは国のほうの話になるかもしれませんが、今、食料自給率、先ほど安心した安全な食料を供給する農業の役目の一つにあります食料自給率というのがありますが、現在のところ、2016年度のカロリーベースで38%まで落ち込んでおります。通常、しばらく前ですと40%だったと思っております、私は、38%まで落ち込んでいるということは、これから先、さらに落ち込む可能性もありますけれども、これから伸びる可能性もあります。国は2025年度におよそ45%まで引き上げたいとしております。その中で農業者だけが努力するのではなくて、消費者の方にも努力していただきたいことが、国の農水省が示している一つのプランがあります。これを御紹介して私の質問を終わりたいと思います。

食料自給率を1%向上するために、今すぐ消費税者が始められることとして上げられております。御飯を1日につきもう一口多く食べること、そして国産大豆100%使用の豆腐を月にもう2丁食べること、そして国産米粉パンを月にもう6枚多く食べること、国産小麦100%使用のうどんを月にもう2玉多く食べること。

ただ、これは余分に多く食べるばかりではありません。これは皆さんが今食べているものが国産のものであればそれで十分だと思います。ただ、外国産の小麦であった場合について、できるだけ国産のものを使用していただければ、これから先、食料自給率1%が上がってくると思っております。どうか皆さんの、これから消費者の方にとってそういうことも意識しながら、食料を維持していただくことを御期待申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は1時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

まず初めに、職員の人事評価制度と業務改善運動について質問をさせていただきます。

今後行っていくであろう大きな行政改革を進めていくためには、職員のモチベーションを高く維持する、身近な改革から始めていく、この2つの両輪がかみ合っていくことが重要だと考えています。前者は人事評価制度でありますし、後者は業務改善運動でございます。昨年同様に質問をさせていただきましたが、引き続きこのテーマで質問させていただきます。

近年、どこの自治体も厳しい財政状況を抱えており、そのような状況は今後も続くと考えられています。また、地方分権により住民に最も身近な基礎自治体が対応すべき行政課題が今後も増大すると見込まれ、これまで以上に効率的な行政運営が求められています。

自治体にとって職員は極めて重要な行政資源であります。対応すべき地域社会の課題が多様化、複雑化する一方で、職員の増員を望むことができないこの状況下において、職員の能力を最大限に引き出し、有効に活用していくことが不可欠です。

昨年の9月議会で人事評価システムを活用して、28年度、29年度の評価結果を30年度から昇格に反映させるとの答弁がありました。今年度における昇格・昇給はどのようにされたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

平成30年4月1日における昇格につきましては、平成28年度及び平成29年度の人事評価結果に基づき行っております。また、昇給につきましては、平成29年度の人事評価結果に基づき行っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、何人の職員が対象となられたのでしょうか。また、部ごとの人数がもしわかりましたら、そちらもあわせてお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今御質問の具体的な人数ということでございますが、こちらにつきましては非公表としておりますので、お答えを差し控えさせていただきます。御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 人事評価制度は、職員のやる気を高め、個人の能力を最大限に引き出すことで全体としての組織力を高め、効率的な行政運営に役立てることができると考えています。来年度31年度以降は、今後の人事評価システムをどのように活用していくのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

公正な人事管理と組織の活性化を図るため、職員の勤務成績を適正に評価する仕組みを構築していくことが重要であることから、必要に応じて評価結果を分析し、継続的に見直しを行って活用していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 来年度以降も昇給・昇格に反映させるということよろしいでしょうか。



か。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、毎年度、評価結果をもとにそのような昇格・昇給を考えてまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 続きまして、弥富市では、平成26年度より職員提案制度を実施しております。その効果や実績については、以前質問をさせていただきましたが、昨年度より職員提案制度の問題点を解決する方向で形を少し変えて業務改善運動として、より行政効果の向上、事務の能率化及び職員の資質の向上を図っていこうとする動きをしています。昨年度の業務改善運動の成果、分析はどのように見ておられるでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市では、常日ごろから業務を改善し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、平成29年度より業務改善運動、通称G-1グランプリと申しておりますが、こちらを開始いたしております。

業務改善運動の目的は4つございまして、1つ目は、全職員の参加による業務改善運動を通じた職員の意識向上、2つ目は、改善・改革を歓迎する職場風土づくりの推進、3つ目は、取り組み実績の共有、横展開を通じたさらなる改善運動への発展、4つ目は、チームでの取り組みを通じて職場内のコミュニケーションの向上でございます。

昨年度の成果といたしましては、若手職員有志のチームを含む15チームの参加があり、優秀な取り組みについては、全職員の投票により上位3チームを3月の朝礼において表彰をいたしております。優秀な取り組みの選定に当たりましては、職員投票をすることで参加チームの取り組みが情報共有できることと、業務改善に対する職員の意識向上につながると考えております。

昨年度最優秀賞に輝いた取り組みの事例といたしましては、20代の若手職員有志のチームが新人向けマニュアルの作成を行いました。チームとして得られた成果といたしましては、マニュアルを作成する過程でパソコンのスキルや自分が取り組んだことのない事務、他の部署の業務などを新たに知ることができたことや、同期の交流が深まり、それぞれの個性や能力を知ることができたといったことが上げられております。また、その成果品として完成した新人向けマニュアルにつきましては、この4月に新規採用職員に配付したところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 若手職員のチームは部署間も超えて、仕事外でもいろいろと相談をしたりして連携のとれているいいチームワークが発揮できたものだなと思って、昨年から見させてもらってました。そのような形がこれからも進んでいくことをすごく期待しております。

それで、ことしで2回目となりますが、ことしの業務改善運動の浸透度はどのようになっていますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本年度の業務改善運動の浸透度についてでございますが、参加チーム数も昨年度より1チームふえて16チームの参加もあり、また運動も2年目でございますので、運動の趣旨は浸透してきていると思いますが、より参加チームがふえるように取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 以前の職員提案制度の際、応募する職員が毎年同じような職員で、全職員に制度の趣旨・目的が広く理解されていないことが課題の一つとして上がっておりました。また、昨年の業務改善運動を実施時には、この輪を庁内全課、全グループに広げていくことが目標と伺いました。今回は提案する部署に偏りはあったのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本年度は、全体で16チームの参加がございまして、そのうち総務部から10チーム、民生部から3チーム、部をまたぐ合同チームから3チームで、総務部が多くなっているのが現状でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 職員の皆さんが自分たちの仕事、自分たちの職場の改善を日々考え、実行することが行政改革の第一歩だと考えております。また、身近な改善や成功体験が積み重なって向上心や新たな気づきにつながっていくものだと思っております。この業務改善運動を今のように偏っているものじゃなく、庁内全課、全グループに広げていくことによって行政効果の向上、事務の能率化及び職員の意識向上につながっていくと思います。今後どのように展開していくのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

この運動の目的につきましては、職員自身が業務に関する問題点を見つけ、課題解決するスキルを養う人材育成の目的もございまして、極力、自発的参加を促す手法を継続し、少し時

間はかかっても、数年後には活発な運動に成長させていきたいと考えております。

参加チーム数の目標といたしましては、最低でも課で1チーム以上の参加が理想でございますが、課を離れたグループごとの参加もふえてくれば、連携がとりやすい職場になるのではないかと考えております。

そのため、参加チーム数が低迷している原因を把握するため、8月に全職員を対象に業務改善運動についてのアンケート調査を実施したところでございます。年内に職員の業務改善運動に対する意向を把握、結果分析することで、来年度の業務改善運動の参加チーム増加につなげていきたいと考えております。

また、この業務改善運動で優秀な取り組みを行ったチームの成果につきましては、全職員の前で発表する機会を設けることで、業務改善運動に対するモチベーションを上げ、庁内で盛り上げてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 一つ一つ課題を乗り越えて全庁的に盛り上がっていくことを期待しております。

それでは、最後に市長の総括をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

まず最初にお断りいたしますけれども、人事評価につきましては、私が直接それぞれの職員を評価するということはありません。一つの制度に基づいて課長、あるいは部長という中で、その所管の中でまず基本的な評価をしていただくということになっておりますので、誤解のないようにしていただきたい。

ただ、私としては、市役所とはという中で、市民のために役に立つところという形で、私は市内最大のサービス業であるというふうに職員に申し上げております。そうした形の中において、しっかりと複雑化・多様化する今の住民のニーズというものを的確に捉えていただきたいというふうにも思いますし、あるいはそれが個人、あるいは組織としてしっかりと対応していかなくちゃならないという形で、ある意味ではしっかりと勉強していただいて、高い能力を持ち合わせていただかなくちゃならないということでございます。そうしたことが窓口業務においても、自信を持ってそれぞれが市民、住民の皆様に接することができるんだろうというふうに思っております。

そういうためにも、やはりさまざまな形で計画的に職員を育成していかなくちゃならないと思っております。そういった意味で人事評価制度というのは、職員の一つの育てていく上において必要不可欠であろうというふうに思っております。

また、業務改善運動についても、毎年毎年そういった形の中で職員の提案型から少しずつ

改善をさせていただいておりますけれども、それは行財政改革ということに基づきながら最少の費用で最大の効果を上げていく、あるいはより高い専門性や多様性のある能力が必要になってくるから、そういった形の中で業務改善をしていこうというふうにお話をさせていただいているところでございます。

そして、その業務改善運動で培った現場の職員の意識であるとか、そういったことが個人としてやればできる、あるいはチームワークでしっかりと対応できるという、ある意味では自信というようなものにつないでいただければいいかなあというふうに思っております。

そうした形の中では、業務改善運動を取り組むときにおいて、やはり大事なものは職員一人一人が自分を変えるという意識が大変大事であろうというふうに思っております。職員において大きな能力の差があるとは思っておりません。しかし、そこで頑張った人たちがリーダーになっていくだろうというふうに思っておりますので、今後も人事の評価制度、あるいは業務改善をつなげて、職員の育成に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 職員の方々がモチベーションを高く持って、さらなる改善、効率化、ひいては行政改革につながっていくことを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、本市における障がい者雇用について質問させていただきます。

一昨年、28年の9月議会でも同様の質問をさせていただきました。官公庁を中心に障がい者の法定雇用率が水増しされてきたことが社会問題化しています。厚生労働省が公表した調査結果では、約8割の中央省庁で水増しなどが確認されました。

私が一昨年に質問した際には、身体障がいの方3名、知的障がいの方1名の計4名を採用しており、重度の方のダブルカウントもあり、計6名の計算で法定雇用率が達成されているとの答弁をいただいております、問題なく運用されていると確信しております。

共生社会の実現に向け、28年4月から改正障害者雇用促進法が施行され、ことしの4月より精神障がい者が算定基礎に追加されることになりました。また、法定雇用率が従前の2.3%から2.5%へ0.2%引き上げられることになりました。

現在の弥富市役所においては、障がい者雇用の現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

平成30年度に一般事務職で1名を採用し、平成30年6月1日現在において、国へ報告した本市の実雇用率は2.32%でございます。そこで、地方公共団体に定められた法定雇用率は2.5%となっておりますが、法定雇用率から算出した雇用が必要な障がい者数は10名となり、実際の本市の実雇用数は10名でありますので、現在のところ、不足する雇用人数はございま

せん。このような場合は、法定雇用率を達成しているものとして取り扱うこととなっておりますので、本市においては問題ないと考えております。

なお、法定雇用率の対象となっている障がい者につきましては、障がい者手帳にて確認を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 念のため伺いますが、皆さん、週30時間以上の常用労働者ということによろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えします。

常用雇用者と2分の1カウントの勤務時間数の少ない雇用者も入っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 2分の1カウントも含めて10人という計算によろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 28年の法改正により、30年度からの法定雇用率の引き上げが示されてきました。そのときからこの2年間、どのように対応してきたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えします。

平成30年4月1日に地方公共団体の法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに3年以内には2.6%引き上げとなります。このような状況を踏まえ、平成29年度及び平成30年度におきましても、一般事務職の障がい者募集を行い、引き続き法定雇用率達成・維持に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） どの事業主も、今、障がい者雇用への理解はふえてきているものの、応募がなかなかないとのことで苦労されています。私が先日、話を聞いた事業主さんが言っていたのは、やってもらいたい仕事はいっぱいあるけど、ハローワークに求人を出しても大手に流れて行って全然集まらない、誰かいい人はいないですかと相談をされました。

障がい者雇用につなげるという意味で、仕事をする上での技術や社会性を身につける訓練をしている就労移行支援がありますが、そことの連携はあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

現在、就労移行支援との連携はしておりませんが、今後は障がい者の方の採用を予定する際は、そうした就労移行支援を行ってみたい指定事業所のお話もお聞きしたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 以前質問した際、精神障がい者の受け入れの環境整備には難色を示していましたが、30年度の法定雇用率の引き上げに合わせて障がい者の特性に合うような業務を検討し、新たな雇用の創出に向けて取り組んでいくとの意気込みを伺いました。その後の知的障がい者、もしくは精神障がい者の雇用、受け入れに対する対応はどのようなことをされてきたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

障がい者とともに働くことが当たり前の社会となる中で、共生社会実現のために障がい者に対する適切な理解や配慮が必要となります。そのため、本年度は「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」と題して、津島公共職業安定所の方を講師にお招きし、市職員の雇用、受け入れに対する理解を深める予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 職員の方の理解が深まれば、ますます働きやすい環境になっていくのではと思います。ここ2年、障がい者の方を先ほども述べられたように積極的に採用しようとしているのは見受けられます。広報「やとみ」の職員募集の記事でも目にしました。しかし、その中で市職員の募集を身体障がい者に限っているのですが、それはどのような理由からでしょうか。また、知的・精神障がい者の方が採用される方法はあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

過去には、知的障がい者の方のみを対象として職員を公募し、採用もいたしております。知的・精神障がい者の方の採用につきましては、過去にも御答弁させていただきましたが、受け入れ体制の整備、障がいの特性に合う業務を選定して募集する必要もございます。そのようなことを総合的に判断しながら、知的・精神障がい者の方の採用を考えてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今後、新しい業務、また障がい者の特性に合うような業務を検討していきながら、また職場の環境も整えていきながら、近いうちにそういう方々も採用に結びつくような、皆さんの活動をしていただけるようお願い申し上げます。

最後に、市長に総括をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

昨今、国あるいは県等において、障がい者の雇用率という問題が大変大きくクローズアップされておるところでございます。いわゆる水増し問題というところでございます。

我々が思うのは、国という機関が我々地方の自治体という形の中で、範を示していただかなきゃならないというところがそのような状況であっては、全く問題外だと言わざるを得ないというふうに思っております。そうした形の中においては、国としても、これは真摯に反省をしていただき、早急に障がい者の雇用ということに対してお願いをしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

やはり我々といたしましても、率先垂範して障がい者雇用、あるいは障がい者の雇用率を達成・維持していこうというふうに国のほうからそういう指針があるからこそ、あるいはみずからがそういうような状況の中で障がい者と一緒に生活をする、仕事をするということを我々が考えていかなきゃならない時代ですので、そのようにさせていただいておるところでございます。

本市におきましても、引き続き適正に法定雇用率を遵守し、またしっかりと維持していかなきゃならないというふうに思っております。先ほど江崎議員からも御質問がございましたように、今、来期の採用計画についても準備をしているところでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 全ての方が自分が必要とされていることを認識できるような社会になるためにも、今後も環境整備と理解を進めていただくことをお願いし、私の今回の質問を終えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 永 井 利 明